

令和8年度 産後ケア事業集合契約参加市町の利用上限一覧

令和8年5月20日時点

市町名	対象者の利用上限		
	宿泊型	デイサービス	アウトリーチ
長崎市	7日	6回（デイサービス、アウトリーチ合計）	
佐世保市	2回（1泊2日の場合）または 1回（2泊3日の場合）	4回（デイサービス、アウトリーチ合計）	
島原市	6泊	6回（デイサービス、アウトリーチ合計）	
諫早市	7日	5回（デイサービス、アウトリーチ合計）	
大村市	7回（宿泊型、デイサービス、アウトリーチ合計）		
平戸市	2回（1泊2日の場合）または 1回（2泊3日の場合）	6回（デイサービス、アウトリーチ合計）	
松浦市	2回（1泊2日の場合）または 1回（2泊3日の場合）	3回	3回
対馬市	7泊	回数制限なし	実施していない
壱岐市	5泊6日 （分割利用の場合は、泊数で計算）	8回（デイサービス、アウトリーチ合計）	
五島市	最大7日まで	3回	3回
西海市	7回（宿泊型、デイサービス、アウトリーチ合計）		
雲仙市	6泊	6回（デイサービス、アウトリーチ合計）	
南島原市	6泊	6回（デイサービス、アウトリーチ合計）	
長与町	2回（1泊2日の場合）または 1回（2泊3日の場合）	5回（デイサービス、アウトリーチ合計） ※アウトリーチ型単独で2回まで利用可	
時津町	7日	6回	実施していない
東彼杵町	7泊	5回（デイサービス、アウトリーチ合計）	
川棚町	6泊	5回（デイサービス、アウトリーチ合計）	
波佐見町	2回（1泊2日の場合）または 1回（2泊3日の場合）	4回（デイサービス、アウトリーチ合計）	
小値賀町	実施していない	3回	実施していない
佐々町	2回（1泊2日の場合）または 1回（2泊3日の場合）	5回（デイサービス、アウトリーチ合計）	
新上五島町	1回	3回	1回